

平成 29 年度・第 8 回臨時理事会議事録

1. 招集年月日 平成 30 年 2 月 5 日 (月)
2. 開催日時 平成 30 年 2 月 14 日 (水) 午後 2 時 00 分
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合事務局会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法  
 理事の数 12 名 内出席理事 9 名 (議場に出席)  
 監事の数 2 名 内出席監事 2 名 (議場に出席)
5. 出席理事の氏名  
 永山恵治 堀内幸男 山内清司 伊藤樹里  
 林 義信 田中秀夫 杉本信夫 柳 漢成 木幡士朗
6. 出席監事の氏名  
 橘 明 門田祐也
7. 議長の氏名  
 副理事長 永山恵治
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名  
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 経常利益 (12 月、11 月分) に関する件<報告事項>

事務局より下記のとおり、平成 29 年 12 月末現在及び平成 30 年 1 月末現在の  
 検定書類・確認証紙の発給状況及び経営状況について、詳細に説明がなされた  
 承された。

(1) 平成 29 年 12 月末現在

① 検定書類、確認証紙の発給状況

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	4,083	25,932	30,015	6,658	69,049	75,707
前年同月	4,905	112	5,017	8,201	182	8,383
増 減 率	-16.8%	23053.6%	498.3%	-18.8%	37839.0%	803.1%
年度累積	42,455	42,431	84,886	67,153	111,244	178,397
前年同期累積	38,155	4,022	42,177	59,899	12,602	72,501
増 減 率	11.3%	955.0%	101.3%	12.1%	782.7%	146.1%

② 経営状況

○ 12月単月の営業損益

a営業損益 p5				
売上総利益	85,447,133			
		販売費及び一般管理費	17,171,762	68,275,371

b営業外損益等 p6			
営業外収益	368,038	営業外費用	
		特別損失	
		法事税、住民税、事業税	368,038

当月純利益(a+b)	85,815,171	-	17,171,762	68,643,409
------------	------------	---	------------	------------

○ 12月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益 p5			
売上総利益	250,427,329		
		販売費及び一般管理費	114,096,766
			136,330,563
前年同月	126,700,204		107,501,006
差し引き	123,727,125		6,595,760
増減率	97.7%		6.1%
			12.4%

b営業外損益等 p6			
営業外収益	2,981,351		
雑損失		営業外費用	
		特別損失	
		法人税、住民税及び事業税	918
			2,980,433

当期純利益(a+b)	253,408,680	-	114,097,684	139,310,996
			前年同月	7,306,322
			差し引き	132,004,674
			増減率	1806.7%

(2) 平成30年1月末現在

① 検定書類、確認証紙の発給状況

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	4,240	2,122	6,362	6,692	5,056	11,748
前年同月	3,719	516	4,235	5,494	906	6,400
増減率	14.0%	311.2%	50.2%	21.8%	458.1%	83.6%
年度累積	46,695	44,553	91,248	73,845	116,300	190,145
前年同期累積	41,874	4,538	46,412	65,393	13,508	78,901
増減率	11.5%	881.8%	96.6%	12.9%	761.0%	141.0%

② 経営状況

○ 1月単月の営業損益

a営業損益 p5			
売上総利益	18,783,370		
		販売費及び一般管理費	30,166,068
			-11,382,698

b営業外損益等 p6			
営業外収益	38,964	営業外費用	
		特別損失	
		法事税、住民税、事業税	153
			38,811

当月純利益(a+b)	18,822,334	-	30,166,221	-11,343,887
------------	------------	---	------------	-------------

○ 1月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益 p5			
売上総利益	269,210,699		
		販売費及び一般管理費	144,262,834
			124,947,865
前年同月	139,423,478		135,194,974
差し引き	129,787,221		9,067,860
増減率	93.1%		6.7%
			2854.9%

b営業外損益等 p6				
営業外収益	3,020,315			
雑損失		営業外費用		
		特別損失		
		法人税、住民税及び事業税	1,071	
				3,019,244
当期純利益(a+b)	272,231,014	-	144,263,905	127,967,109
			前年同月	7,306,322
			差し引き	120,660,787
			増減率	1651.5%

## 第2号議案 各種会議開催結果に関する件<報告事項>

- (1) 1月12日開催・全商協第7回機械流通委員会結果について  
下記(6)と重複するため省略
- (2) 1月17日開催・東北遊商第7回機械流通委員会結果について  
下記(6)と重複するため省略（組合ホームページに掲載済み）
- (3) 1月24日開催・東北遊商第4回社会貢献委員会結果について  
組合ホームページに掲載につき省略
- (4) 1月30日開催・全商協第10回定例理事会結果について  
山内常務より次のとおり報告がなされ、了承された。

### 1. 第111回(12月21日開催)及び第112回(1月16日開催)中古機流通協議会の報告

- (1) 平成29年7月及び平成29年8月の確認証紙発給状況について

#### ・全商協確認証紙（中古用）発給状況

	販売		チェーン店移動		前年対比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
10月	22,779	39,055	30,694	49,950	115%	117%
11月	26,518	49,133	33,906	54,305	108%	111%

#### ・全商協確認証紙（認定用）発給状況

	認定申請数		確認証紙	前年対比	
	件数	台数	発行枚数	件数	台数
10月	20,797	46,511	46,586	223%	89%
11月	163,798	443,176	444,088	6195%	7,503%

#### ・参考：回胴遊商確認証紙（中古用）発給状況

	販売		チェーン店移動		前年対比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
10月	16,686	27,608	29,336	48,012	149%	151%
11月	15,544	28,928	28,225	49,172	155%	168%

- (2) 前倒し認定申請数について  
全国の認定用確認証紙発給枚数は約140万枚であった。
- (3) 営業時間中に部品交換後点検確認作業を行う際着用する腕章の件

点検確認作業を行う際着用している腕章を、中古機及び認定機の点検作業時においても使用したい。日工組へ、腕章の追加をお願いしているところである。

(4) 回胴式遊技機が設置台数の30%以下の設置比率について

新基準に該当しない遊技機の各ホールにおける設置比率の目標値が定められ、回胴式遊技機は平成29年12月1日以降設置台数の30%以下の数値を下回ることが目標と定められている。全日遊連から全国で数値を上回っているホールは10店舗であるとの報告を受けた。また、全日遊連に加入していない、非組合員(非組)においては調査中である。

林会長より、全国での非組合員は126店舗あり約60店舗から回答が出ているとの報告があった。

2. 1月12日開催 全商協第7回機械流通委員会開催結果について

(1) 検定・認定遊技機が混在している中での区別方法について

当該遊技機のセル番号表に「認」の判子を押印してはどうか等意見があり、九州遊商から販社が打刻予定分のみ申請前に中古遊技機確認書の写しを用いて、ゴム印で左上部に検定機確認調査依頼及び、右上部に記入用の依頼年月日・所属組合名・販社名・会社印を押印。販社は年月日等を記入し、組合へ調査依頼をしてはどうかとの提案があり、提案を試験的に取り入れるかは、任意で各単組の判断に任せるとした。

(2) 日工組へ認定申請における問題点についての通達に関する件

機歴の管理上、「認定機の枠」を中古移動としては認めていませんが、「新台の枠」として設置し、中古移動させることはできる。

問題点としては、認定したぱちんこ遊技機の枠を、新台として再利用し、その後、当該遊技機の枠を認定機に戻すことに関して、ホール営業者が公安委員会と相談し、公安委員会が判断する問題であると全商協は考えている。日工組としても、認定通知書を出した公安委員会とホールとの問題であるので良否は付けることはできない。あくまでも、公安委員会(所轄)の判断であるので触れられないところである。

(3) 認定申請中の遊技機が故障による部品交換について

検定期間内であれば、供給はされる。

(4) QR読み取り機器の選定について

中部遊商(パナニック)若しくは東遊商(京セラ)の推薦する機器を、各地区遊商で実際に検証し採用してください。

3. 設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給について

日工組は、警察庁に以前提案していた「日工組(案)」を提出しており了承をいただいた。

了承内容が記された資料は、設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給の手びき・詳細フロー・ぱちんこ部品発注依頼書兼取付報告書である。

《主な内容》

・開始時期は、2018年4月1日より順次開始(メーカーにより異なる)される。

- ・発注依頼を行った後の、変更・キャンセルの受付は行わない。
- ・欠落した部品(欠品)は支給できない。有無は一次販社(一次代理店)に確認して下さい。
- ・部品交換の流れは、詳細フローのとおりで金額については提示されていない。
- ・出席した理事より、開始される前に費用について決めないと統一できないのではとの意見があがった。部品代金はメーカー個社対応であるので、手数料について機械流通委員会で検討すること。
- ・組合は一次販社(一次代理店)より「ぱちんこ部品発注依頼書兼取付報告書」の原本を受取った際、管理番号を記入し組合受理印(全商協が準備する。)を押印する。  
また、後日書類に受渡書(正)と併せて、部品取付を行った取扱主任者が自筆で記入・押印された「ぱちんこ部品発注依頼書兼取付報告書」(写)が提出される。

#### 《組合員への説明会について》

各単組で、2月16日から3月16日の期間内で組合員へ対し説明会を行ってください。なお、説明会の日程が決まりしだい全商協へ報告してください。

#### 《質問について》

質問があれば全商協へ2月7日まで連絡し、全商協は2月9日までにまとめること。(この理事会が開催された、翌1月31日に機械流通委員会開催の案内があり、委員会において意見が求められている。)

#### 《その他》

作業の流れの短縮は、開始されてから提案をする。

#### 4. 12月の会計報告について

事務局より未確定であるが資料に基き、12月単月の収支合計額が110,986,725円、支出合計額が27,371,908円、差引83,614,817円の黒字、12月末の累積収入合計が339,427,557円、累積支出額が167,966,811円、差引171,460,746円の黒字であること等の会計報告がなされた。

#### 5. 当面の諸問題について

- (1) 今年度の、事業分量払戻しは6月の通常総会后とする。
- (2) 中古取扱販社による認定機また検定機かの検索システムソフトについて  
費用が50万円程度ではないかと伺っていたが、キヤノンより見積りが提出された。  
検索ソフト及びデータ抽出として各150万円の合計300万円であった。  
林会長に、価格の交渉をしていただき一任することが了承された。

#### 6. QRシステムWeb化について

現状のQRシステムはWindowsのOSが変わるたびにシステムをバージョンアップしている。

これに伴いWeb化(ブラウザ方式)を進める。については、各単組より2名以内の選任を願う。

#### 7. 推進機構への負担金について

来年度全商協の推進機構(遊技産業健全化推進機構)への負担金は5,655万円とな

る。

#### 8. 回胴遊商との連絡会開催について

1月31日に、回胴遊商とネット売買について及び日中の点検作業についての会議を行う。

#### 9. RSNに関する報告

12月の全商協支援室の受信件数は19件、その他185件。

日本橋RSN夜間対応件数は187件で、内その他は29件。

#### (5) 2月6日開催・全商協第8回機械流通委員会結果について

下記(6)と重複するため省略

#### (6) 2月13日開催・東北遊商第8回機械流通委員会結果について

山内機械流通副委員長より次のとおり報告がなされ、了承された。

##### 第1号議案 遊技業界実態調査に関する件

当組合員に、遊技業界の現状の把握をするべく実態調査を行うことについて、機械流通委員の跡治・柳(廣村商事)・桜井3委員が、1月30日に調査する内容・ホールの割り振り・調査期間・調査報告内容等の詳細についての打合せを行った。

1. 新基準に該当しない回胴式遊技機の各ホールにおける設置比率実態調査行う。
2. 委託(調査)期間を、平成30年3月1日(木)から平成30年3月9日(金)とする。
3. 1社あたり、10ホールを調査する。
4. 業務委託料金を、300,000円とする。(消費税、交通費を含む。)
5. 委託条件は、業務委託請書のとおりとし記入・押印し提出すること。
6. 業務が完了した際は、業務完了報告書及び調査結果表を提出することとし、提出期日を平成30年3月20日(火)までとする。

##### 第2号議案 代表者講習会(2月27日開催)に関する件

2月27日に開催する代表者講習会について、担当する柳(エース)・柏木両委員の基、高橋理事長、永山委員長、大久保委員に同席を願い内容の精査をした。

結果として、大久保委員を講師として、本業界の現状課題を見定め課題解決と今後の各販社の実績の向上をテーマとして講義を行う。

主な内容としては、

- (1) 遊技業界の市場状況の報告
- (2) 認定遊技機に関する種々の注意点
  - ① 認定通知書について
  - ② キャンセル申請について
  - ③ 検定・認定遊技機が混在による予見される問題点
  - ④ 廃棄・閉店ホールの問題点
  - ⑤ 認定を受けた遊技機を移動設置について
  - ⑥ 遊技機売買に伴う約款について

⑦ 部品交換の未承認変更について

(3) 日中の点検確認作業時にも全組合員が腕章を常時装着することについて

第3号議案 設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給に関する説明会の件

部品供給詳細フロー・手びきを基に発注方法の説明がされた、開始時期は平成30年4月1日からである。

部品を発送するメーカーは、部品を1次販社に送るのか、または書類を作成した販社もしくはホールに直接送るのか確認中である。

《中古取扱販社へ対しての説明会開催》

- ・開催日は、平成30年3月13日(火)メルパルク仙台にて午後2時より開催する。
- ・対象者は、1社1名とし実務に精通し携わっている者。
- ・交通費は、組合旅費規定を準用し支給する。
- ・講師としては、桜井委員並びに柳(廣村商事)委員に補助員とし、機械流通委員会として永山委員長、山内副委員長、跡治委員が同席する。

《主な内容》

- ・純粋な取次ぎ手数料は5,000円(運賃は別途)。また、組合からの手数料は1,000円としているが、どのタイミングを基準に徴収するのか、事務局による連絡会議を開催し事務局としての意見をまとめることとなっている。
- ・回胴遊商のみに属している組合員は、受付はできない。
- ・検定機のみであるので、認定機は不可である。

《疑問》

- ・盤と枠を組み合わせて申請予定の遊技機は、依頼書欄に設置元が一箇所しか入力欄がないので確認すること。
- ・部品単価は現状不明である。
- ・1次販社(代理店)は、個社で確認対応する。

《開催案内・資料送付》

- ・開催案内を、2月19日の週に行い、後に資料を送付する。
- ・開催時に質問が挙がった際は、回答できる範囲で回答する。

第4号議案 顔認証システム携帯端末に関する件

1. 全商協より、①中国遊商より推薦されたパナソニック製『FZ-N1』若しくは、②東遊商が推薦された京セラ製『TORQUE G03』の機器を、各地区遊商で実際に検証し採用してください。と報告を受けている。

- ① 中国遊商より推薦するパナソニック製『FZ-N1』を、KDDI 東北よりお借りし、中部で使用しているアプリを入れ状況を確認する。
  - ② 東遊商が推薦された京セラ製『TORQUE G03』の機器については、検証結果を伺い、機器を貸していただけの確認をする。
2. 価格について、当組合を担当している KDDI 社より①・②の機器の要約を伺った。
- ① パナソニック製『FZ-N1』

初期費用：@ 97,000 円/台(税別) (値引きの交渉をしても数千円の模様)  
月額費用：@ 1,200 円/台 (法人 S・無料通話料 3,000 円付・7GB 等)  
契約年数：5 年間 (最低利用台数 220 台を下回った場合、過去割引額の累積を  
違約金として請求)

② 京セラ製『TORQUE G03』

初期費用：@ 0 円  
月額費用：@ 2,000 円/台 (法人 S・無料通話料 3,000 円付・7GB 等)  
契約年数：4 年間 (最低利用台数 220 台を下回った場合、過去割引額の累積を  
違約金として請求)

①のテストを行っている中国遊商の役員に、状況の確認及び①の機器を選択した際  
今年度中に計上するのかを確認し、報告内容によっては中国遊商へ訪問し説明を伺う  
ことを検討する。

第 5 号議案 全商協システム(QR システム)に関する件

全商協第 10 回定例理事会にて、QR システムの方向性について討議され、ブラウザ方  
式(Web 化)を採用して、Windows がバージョンアップしていく状況に対応できるように  
するため、各地区遊商の担当者に一任して決めるとされた。

全商協システムに関する打合せを開催するにあたり、下記の通知が届いた。

- (1) 全商協理事会で決まりましたとおり、全商協システムに詳しく、システムに関して  
一任された決裁権のある人を選抜してください。
- (2) 全商協 QR システム PT のメンバーの方、地区遊商事務局の書類責任者の方もオブ  
ザーバーでのご参加をお願いします。
- (3) 全商協 QR システム PT で挙げた要望以外で追加の要望がございましたら、事前  
にご連絡ください。
- (4) TV 会議により開催するにあたり、都合の良い日を選び返信する。

2 月 20 日(火) 14 時	2 月 21 日(水) 14 時	2 月 22 日(木) 14 時
---------------------	---------------------	---------------------

当組合から、全商協機械流通委員長として高橋理事長が出席し、東北遊商より大久  
保委員、柳(廣村商事)委員、都合が合わない際は桜井委員または柏木委員とし、永山  
委員長にオブザーバーとして出席していただく。

事務局からは局長、次長、オブザーバーとして四日市主任、熊谷職員とする。

(4)の開催日の返信については、全日○で返信をする。

第 6 号議案 ヤマトホームコンビニエンス(株)との運送業務に関する件

1 月 26 日に永山委員長及び桜井委員が、回胴遊商東北支部担当者と共に、ヤマトホ  
ームコンビニエンス(株)にて運送業務についての説明を伺った。

現在、運送業務を請負っていただいているが、いつ受けてくれなくなるかが不明であ  
るので、現時点でヤマトホームコンビニエンス(株)(以下、YHC。)と、業務契約をすれば  
不安は解消される。

大まかな内容は、YHC と組合が契約し、組合は YHC に販社を紹介し契約を行う。



金額についての詳細は、提示されていないので、後日、YHC をお呼びし説明を聞く。  
また、すでに YHC で対応している販社については、金額等は現状のままである。

#### 第 7 号議案 中古遊技機移動に伴うガイドブック及び手帳(ハトブック)に関する件

現在使用している、中古遊技機移動に伴うガイドブックは、改訂版として平成 24 年から用いており、中古遊技機取扱業務実施要領等が改定されていることもあり、新たに改訂版を製作してはどうか。これに伴い、取扱主任者が常時携帯できる手帳(ハトブック)を併せて製作してはどうかを討議し、製作することを了承した。

製作委託会社については、初版及び平成 24 年の改訂版を製作した業界誌フェイムを発行している、ほくとう通信社の友道氏に依頼することを了承した。

部数については、平成 24 年同様 2,000 部とし、金額について概算の見積りであるが改訂版を製作した時の単価より紙代等が値上がりしていることによりやや高値となっているが概算額 2,980,000 円(税別)である。

参考まで、平成 24 年製作の改訂版は 2,000 部製作し 2,499,000 円(税込)であった。納品及び支払いについては、平成 30 年 3 月末日までとする。また、他社から見積りを取ることも了承した。

#### 第 8 号議案 検定・認定遊技機が混在している中での区別方法に関する件

(1) 1 月 17 日開催の委員会において、検定機か認定機の区別方法について、九州遊商から提案された方式を、当組合において取り入れるとし、事務局で調査依頼方法を検討することとされていた。

事務局より、東北遊商に申請があった時に、東北遊商で他地区遊商の書類が出た事は分かるが、その後、キャンセル申請されているのか、または認定通知が出たのかは、他地区遊商の物は分からない。そうなると、地区遊商間で個別連絡を取り合い承認しながら、お互いにやり合わないといけない状況となり迷惑が掛かる。

なお、提案をした九州遊商においては、上記の事も精査した結果中断しているとの報告があった。

(2) 全商協は、今の機歴管理システムから認定機の番号だけを抽出して、各販社のパソコンから検索し、その遊技機が認定機なのか、または認定機ではないのか判断できる検索システムを構築する予定である。

討議の結果、正確な回答を返信するにあたり他地区遊商を巻き込んで迷惑を掛ける状況となるので、(2)の全商協のシステムを待つこととする。

#### 第 9 号議案 「新規」取扱主任者講習会開催に関する件

(1) 2 月度「新規」取扱主任者講習会を、大久保委員の講師の基、2 月 7 日(水)に受講希望の 1 社 1 名に対して開催した。結果、合格。

(2) 3 月度の受講希望者は無し。(2 月 9 日現在) 受講希望の申請が挙げられた際は、ローテーションでいくと柳委員の基執り行う。

#### 第 10 号議案 点検確認用「腕章」に関する件

2 月 6 日東北遊商発第 11 号の通知書により、中古流通における日中の点検確認作業

時にも全組合員が腕章を常時装着することになり、追加で必要な腕章の枚数を組合へ回答していただく内容である。

これは、中古機流通協議会において、日中の点検確認作業時に、遊技客に疑念を抱かれない様にするため点検確認中であることを掲示し、腕章を付けた状態で作業をするという運用で統一することになり、一昨年、新流通制度において腕章を配布されたが、追加で必要な腕章の枚数を伺っている。

一昨年は、日工組より無償で提供されたが、今回の配布については1枚500円(税別・送料別)の有償であるが、当組合では組合が負担をすることとする。

2月13日における必要枚数は、67枚である。

#### 第11号議案 未使用「確認証紙」の返還に関する件

認定用確認証紙の販社管理運用終了に伴う未使用確認証紙の返還通達を行う。

次回委員会開催までに、返還していない販社があれば報告すること。

#### 第12号議案 くぎ確認シート対応機種に関する件

当組合の新台幣会員よりくぎ確認シート対応機種の情報を提供していただけるかについて、跡治委員より、いままでの通り問合せを頂ければ回答するが、開示は致しかねるとの報告がされた。

なお、現行の一部的なくぎシートではなく、くぎ全体のシートの変更になる報告がされた。

#### 第3号議案 代表者講習会に関する件<報告事項>

事務局より、本年2月27日開催する、オーナー（代表者）による社員研修のための「代表者講習会」の概要について説明がなされ、了承された。

《講習内容》

- 「ここがポイント!ブラック企業と言われないための労務管理」  
小山社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 小山由紀子 氏
- 「本業界の謙譲課題を見定め、課題解決と今後の各販社の実績向上」  
大久保成志 機械流通委員
- 「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率」の実態調査について  
桜井 真（又は柳 成浩）機械流通委員
- 「社会貢献活動事業について」  
杉本信夫 社会貢献委員長、大野一真 社会貢献委員
- 依存防止対策・ホールにおける「パチンコ・パチスロアドバイザー制度」と「自己申告プログラム制度」について  
埼玉県川口市 サンキョー株式会社 人材開発部 栗山昌人 氏

#### 第4号議案 業界実態調査の業務委託に関する件<報告事項>

山内機械流通委員長から次のとおり説明がなされ、了承された。

##### 1. 業務名称

「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率」の実態調査

2. 業務の目的等

新基準に該当しない回胴式遊技機、とりわけ特に高い射幸性を有する遊技機の削減については、業界全体の最優先課題であり、行政の指導の下自主的に取り組んでおり、昨年12月1日以降のホールにおける新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率目標を設置台数の30%以下としているところ、今後も行政の指導と自主規制により更に設置比率の低減化がなされる可能性があり、設置比率基準を超えているホールに対しては、中古機移動申請の受付保留や保証書の発給停止の措置を講ずる等、我々組合の書類発給事業に密接に関わる重要事項であることから、3月期における東北6県に所在するホールの「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率」の実態調査を組合員皆様の力をお借りし実施するもの。

3. 業務対象営業所

東北6県に所在するホールのうち、1販社あたり10ホールを指定し調査を依頼する。

4. 業務の内容

「調査依頼営業所リスト」に指定したホールにおける、「回胴式遊技機総設置台数」、「新基準に該当しない回胴式遊技機設置台数」、「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率」の実態調査

5. 委託（調査）期間

平成30年3月1日（木）から平成30年3月9日（金）まで

6. 業務完了報告書等の提出期限

受託者は、「業務完了報告書（兼調査費請求書）」及び「調査結果表」を、調査完了後、平成30年3月20日（火）までに、組合事務局に必要事項を記入し押印した原本を提出すること。

7. 契約金額（消費税込み額）

調査件数1社あたり10ホール

一金300,000円也（消費税、交通費等を含む。）

8. 契約金の支払い方法

組合は受託者から業務完了報告書（兼調査費請求書）の提出を受けた日から14日以内に、受託者が指定する銀行口座に契約金額を振り込むものとする。

**第5号議案 組合創立30周年記念品に関する件<報告事項>**

事務局より、組合創立30周年記念品の品目決定、所要経費等について、次

のとおり説明がなされ、了承された。

1. 記念品品目

- (1) ロボット掃除機
- (2) ハンディー掃除機
- (3) 空気清浄機

2. 最終見積額（所要経費）

品 目	メ ー カ ー	型 式	価格.com(税込)参考価格		ケーズデンキ	
					単価(税込)	総額(数量70)
ロボット掃除機	パナソニック	RULO MC-RS800	価格.com(税込)	121,000円	120,000円	8,520,000円
ハンディー掃除機	ダイソン	Dyson V8 Absolite	価格.com(税込)	106,704円	60,000円	4,260,000円
空気清浄機	パナソニック	ジアイーノF-MV3000	価格.com(税込)	121,999円	120,000円	8,520,000円
送料			-	-	無料	無料
合計					300,000円	21,300,000円
名入れ			-	-	2,677円	190,080円
総計					302,677円	21,490,080円

3. 組合員への送付時期

3月中旬から3月20日までの間を予定

**第6号議案 組合創立30周年記念祝賀会に関する件<報告事項>**

事務局より、組合創立30周年祝賀会の概要について、次のとおり説明がなされ、了承された。

1. 開催日時

平成30年3月2日（金）午後6時より

2. 開催場所

『ホテル松島 大観荘（たいかんそう）』2階天海の間  
宮城県宮城郡松島町松島字犬田10-76 TEL022-354-5214

3. 来賓

東北6県各県遊協（連）理事長  
日遊協東北支部長  
回胴遊商東北支部長  
歴代理事長

4. 経費見積概算額

360万円

**第7号議案 懸案事項に関する件**

(1) 組合総会の開催場所について<審議事項>

県内2箇所（仙台秋保温泉 水戸屋、佐勘（花月館））及び県外1箇所（青盛浅虫温泉 海扇閣）から徴収した見積額とこれに係る交通費等を勘案し検討した結果、本年実施する通常総会は、5月25日（金）仙台秋保温泉「水戸屋」で開催することとし、満場一致で了承された。

## 第8号議案 新規加入手続要領の一部変更に関する件<審議事項>

菊地顧問より、新規加入手続要領の一部変更について、次のとおり説明がなされ、満場一致で了承された。

### 1 新規加入手続要領「1」の「頭書き」変更の理由と内容

現行要領では「組合加入後、社名・事業所・代表者名等に変更が生じた場合の届出は定めた様式により必要書類を添えて速やかに組合理事長あてに届け出ること」としてきたが、場合によっては代表者変更の事後承認となるおそれもあり、これを防止するため代表者変更の場合は、組合への事前相談を義務付け、「予め事務局を通し、事前に組合に相談の上、別記様式により、必要書類を添えて速やかに組合理事長宛に届け出ること。」を加え、より手続きを具体化したものである。

### 2 新規加入手続要領1（2）「代表者変更届」変更の理由と内容

代表者変更届については、これまで新規組合加入規約第2条1項1号「・・・本業界の経歴（従業員としての期間を含む）5年以上有する者・・・」を準用して手続きを行ってきたが、この規定が本業界の経歴だけを要件としており、これでは誰もが代表者として変更できることとなり、不合理である。

組合としては、組合員の相互扶助を掲げており、「代表者変更届」については、ある程度制約を設けることが必要であり、代表者変更の条件を「当該会社の取締役として3年以上、または当該会社の従業員として5年以上勤務する者。転売目的での代表者変更でないこと。」を加え要件とすることとしたものである。

### 3 別記様式2「代表者変更届」変更の理由と内容

新規加入手続要領1（2）「代表者変更届」の変更に伴い、現行の別記様式2「代表者変更届」の下部注意書き

(注) 1 登記簿謄本（複写可）は法事の場合のみ必要です。

2 登記簿謄本がない場合は、他の疎明資料添付のこと。

では、十分な疎明資料とならないことから、別記様式2「代表者変更届」の下部注意書きを、(注) 提出すべき必要書類（裏面参照）に変更し別記様式2「代表者変更届」裏面に

(提出すべき必要書類)

代表者変更にあたっては、次の書類の各1通を組合事務局へ提出するものとする。

(1) 代表者変更届（組合ホームページ掲載：様式2）

(2) 代表者の履歴書（写真貼付）

（新規組合加入規約：別記様式第3号）

(3) 代表者の住民票

- (4) 古物商許可書の写し
- (5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 誓約書（新規組合加入規約：別記様式第6号）
- (7) 遊技機取扱主任者証の写し
- (8) 従業員名簿（遊技機販売に従事する者を含む）の一覧表  
（身分証明書規約：別記様式第4号）

を加え、変更するものである。

※ 新旧対象及び改正後の要領は別添のとおり。

### 第9号議案 児童養護施設に対する寄付に関する件<審議事項>

本年度の児童養護施設に対する寄付については、下表のとおり実施するものとして、満場一致で了承された。

平成29年度寄付行為（児童養護施設）実施計画表

山形県	贈呈日時	平成30年3月5日(月)		13:00頃
	贈呈場所 (住所)	山形市「山形学園」 山形市蔵王上野924		
被贈呈者	山形学園園長 片桐弥生 〒990-2303 山形市蔵王上野924			
問合せ担当者 (電話)	山形学園園長 片桐弥生 023-688-2678 Faxも同じ			
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等	
① 寒河江学園	100,000		杉本理事兼委員長	
② 山形学園	100,000		大野社会貢献委員	
③ 双葉荘	100,000	300,000		
④ 興望館	100,000			
⑤ 七福思恩園	100,000			
計(5施設)	500,000	300,000		

秋田県	贈呈日時	平成30年3月6日(火)		11:00頃
	贈呈場所 (住所)	横手市「県南愛児園」 横手市横山町1-1		
被贈呈者	県南愛児園園長 谷口太郎 〒013-0044 横手市横山町1-1			
問合せ担当者 (電話)	県南愛児園園長 谷口太郎 0182-32-6065 Fax0182-32-4678			
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等	
① ファミリーパーク 県南愛児園	100,000		堀内副理事長	
② 感恩護児児童保育園	100,000		杉本理事兼委員長	
③ みその聖園天使園	100,000	300,000		
④ 陽清学園	100,000			
計(4施設)	400,000	300,000		

青森県	贈呈日時	平成30年3月7日(水)		11:00頃
	贈呈場所 (住所)	青森市「藤聖母園」 青森市奥野3-7-1		
被贈呈者	青森県児童養護施設協会会長(美光園長)後藤辰也 〒039-2526 青森県上北郡七戸町上町野82-1			
問合せ担当者 (電話)	美光園長 後藤辰也 0176-62-3078			
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等	
① 藤聖母園	100,000		山内専務理事	
② 美光園	100,000		伊藤常務理事	
③ 幸樹園	100,000	300,000	大久保委員	
④ あげほの学園	100,000			
⑤ 八戸市社会福祉事業団	100,000			
⑥ 弘前愛成園	100,000			
計(6施設)	600,000	300,000		

福島県	贈呈日時	平成30年3月8日(木)		11:00頃
	贈呈場所 (住所)	福島市「青葉学園」 園長 鈴木昭雄 福島市土船字新林24(024-593-1022)		
被贈呈者	福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会長 伊藤信彦			
問合せ担当者 (電話)	社会福祉協議会 穴戸志津子 024-573-8200 Fax024-573-8204 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111			
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等	
① 堀川愛生園	100,000		水山副理事長	
② 白河学園	100,000		木幡理事兼副委員長	
③ 青葉学園	100,000		東海委員	
④ 会津児童園	100,000	300,000		
⑤ アイリス学園	100,000			
⑥ 福島愛学園	100,000			
⑦ いわき育英舎	100,000			
⑧ 森の風学園	100,000			
計(8施設)	800,000	300,000		

岩手県	贈呈日時	平成30年3月15日(木)		13:00頃
	贈呈場所 (住所)	一関市「ふじの園」 一関市山目字館2-5		
被贈呈者	岩手県児童養護施設協議会会長 佐藤 孝			
問合せ担当者 (電話)	みちのくみどり学園主任伊藤博 019-683-3171 Fax019-683-3171 〒020-0102 盛岡市上田字松屋敷11-14			
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等	
① 岩手愛成園 (岩手愛成園)	100,000		高橋理事長	
② 大洋学園	100,000		木幡理事兼副委員長	
③ 青雲荘	100,000	300,000	林委員	
④ 和光学園	100,000		(中部遊商)	
⑤ ふじの園	100,000		林理事長	
⑥ 青松会	100,000		山名筆頭副理事長	
計(6施設)	600,000	300,000		

宮城県	贈呈日時	平成30年3月15日(木)		15:30頃
	贈呈場所 (住所)	仙台市「丘の家子どもホーム」 仙台市青葉区小松島堤7-1		
被贈呈者	丘の家子どもホーム園長鈴木重良 仙台市青葉区小松島堤7-1			
問合せ担当者 (電話)	丘の家子どもホーム園長鈴木重良 022-234-6203 Fax022-234-6204 仙台市青葉区小松島堤7-1			
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等	
① 仙台天使園	100,000		高橋理事長	
② 小百合園	100,000		木幡理事兼副委員長	
③ ラ・サール・ホーム	100,000	300,000	林委員	
④ 丘の家子どもホーム	100,000		百代委員	
⑤ 気仙沼旭が丘学園	100,000		(中部遊商)	
			林理事長	
			山名筆頭副理事長	
計(5施設)	500,000	300,000		

東北遊商合計(34施設)	3,400,000
中部遊商合計(34施設)	1,800,000

### 第10号議案 警察関係公益法人に対する寄付に関する件<審議事項>

本年度の警察関係公益法人に対する寄付行為を次のとおり実施するものとし

て、満場一致で了承された。

1 日時

平成30年3月16日（金） 午前11時00分から

2 場所

東北遊技機商業協同組合「会議室」

3 陪席者

高橋理事長、永山副理事長、堀内副理事長、山内専務理事、伊藤常務理事

4 寄付金

一団体 10万円 合計 30万円

5 贈呈先団体

- (1) 公益社団法人「宮城県防犯協会連合会」
- (2) 公益財団法人「宮城県暴力団追放推進センター」
- (3) 公益社団法人「みやぎ被害者支援センター」

**第11号議案 理事辞任届に関する件**

永山副理事長より、田中理事から組合脱退に伴う理事辞任届が提出された旨の報告がなされた。

**第12号議案 全商協・オレンジリボン運動の協賛について<報告事項>**

杉本社会貢献委員長より、全商協社会貢献委員会より、オレンジリボン運動第10回公式ポスターコンテスト2018の協賛（全商協が協賛金額30万円を負担）の可否の書面決議依頼があり、東北遊商として承認の決議書を提出した旨の報告がなされ、了承された。

**第13号議案 組合事務局用備品類の購入について<審議事項>**

事務局より、組合事務局用備品類の購入について、下表のとおり要望がなされ、満場一致で了承された。

No.	項目/品名	単価	数量	金額	備考
①	■事務局パソコン	□購入先：キルソ 現使用物購入先			
	デスクトップパソコン	-	11	2,146,700	Windows10対応に伴う
	ノートパソコン	-	4	-	全商協改修後の対応の為
	モバイルPC・データ消去等	-	1	753,300	
	合計（税込）			2,900,000	
②	■カードプリンター	□購入先：キルソ 現使用物購入先			
	ブラザー PMH	399,600	1	399,600	東北遊商身分証明書製作に使用
	5P 熱転写リボン	15,876	1	15,876	購入し約10年が経過している為
	夢ぷりんと	8,100	1	8,100	
	合計（税込）			423,576	
③	■電動打刺機（契印機）	□購入先：株式会社工業 現使用物購入先			
	PR-32E	405,000	3	1,215,000	他遊商で多く使用されている
	合計（税込）			1,215,000	
④	■プロジェクター	□購入先：キルソ 現使用物購入先			
	キルソ LX-WH500	182,000	1	182,000	講習会で使用しているが不具合がある
	合計（税込）			182,000	
⑤	■冷蔵庫	□購入先：ケースデンキ電機			
	東芝 GRK33S	80,000	1	80,000	約10年以上経過しており
	取り付け料・引取り運搬料	4,752	1	4,752	収納量が足りない為
	合計（税込）			84,752	
	総合計（税込）			4,805,328	

#### 第 14 号議案 商社部会研修旅行について<審議事項>

商社部会長の伊藤常務理事より、商社部会研修旅行の実施について次のとおり上程され、満場一致で了承された。

- 1 実施日時：平成 30 年 3 月 9 日～同 11 日、2 泊 3 日
- 2 目的地：京都府
- 3 研修目的：①部会の和を強化し、商社部会活動のあり方を考え実行する。  
②前回に引き続き「外国人が選ぶ日本の観光地第 1 位」に選ばれたサービスの秘密を探る。③日本の歴史の素晴らしさを再認識し、おもてなしの心を学ぶ。
- 4 研修内容：外国人向けサービスの実態調査、研修会議ほか
- 5 所要経費：507,040 円（うち組合補助金 100,000 円×5 社=500,000 円）

#### 第 15 号議案 遊技機流通取扱ガイドブックの作成について<審議事項>

永山機械流通委員長より、前回改定後 6 年が経過している遊技機流通取扱ガイドブックについて、各種規定が改正されていることから、内容を一新した改訂版の作製の提案（作製部数 2,000 冊、概算見積額 330 万円（税込み））がなされ、満場一致で了承された。なお、作成依頼先は当該見積書提出し、東北において中古機流通等本業界に精通し他の追随を許さない「ほくとう通信社」に依頼することも併せて了承された。

#### 第 16 号議案 遊技機取扱主任者手帳の作製について<審議事項>

永山機械流通委員長より、他遊商で活用されている、遊技機取扱主任者手帳について、当組合においても取扱主任者に当該手帳を常時携帯させ、実務の向上を図るため、当組合の当該手帳の作製（作製部数 400 冊、概算見積額 111 万円（税込み））が提案され、満場一致で了承された。なお、作製依頼先は第 15 号議案と同様の理由により、「ほくとう通信社」に依頼することも併せて了承された。

#### 第 17 号議案 創立 30 周年記念広報記事掲載について<審議事項>

ほくとう通信社より企画（見積）提案がなされた、フェイム誌上への創立 30 周年記念広報記事掲載について、審議した結果、満場一致で記事掲載を依頼することが了承された。

#### 第 18 号議案 フェイム誌面広報用ページ年間契約について<審議事項>

ほくとう通信社より企画（見積）提案がなされた、フェイム誌上へ組合広報掲載の年間契約について、審議した結果、従来のスポット契約と比較した場合、経済的で幅広い広報活動が可能なことから、本年 4 月から年間契約することが、満場一致で了承された。

#### 第 19 号議案 永年在籍表彰及び副賞につて<審議事項>

組合創立 30 周年記念に際し、永年在籍組合員に対し、功勞表彰を行なうか等



について審議がなされ、次のとおり満場一致で了承された。

- ① 表彰を行なうものとしたこと。
- ② 表彰区分は、30年在籍者、25年から30年未満在籍者、20年以上25年未満在籍者の3区分に分けて表彰を行なうものとしたこと。
- ③ 副賞は規定上、現金は困難であることから品物とし、30年在籍者に10万円を限度、25年から30年未満在籍者に7万5千円を限度、20年以上25年未満在籍者には5万円を限度とした品物を贈呈することとしたこと。
- ④ 副賞贈呈品目等の決定、購入手配は事務局に一任するものとしたこと。
- ⑤ 表彰は3月2日の30周年記念祝賀会において各表彰区分の代表者に対して式典を行なうものとしたこと。

#### **第20号議案 組合員へのパソコンの貸与について<審議事項>**

かねてから組合員から要望があった、タブレット式パソコンの貸与について審議がなされた。事務局から税法上の問題から、単価は税別で1台10万円未満であることと、通信契約費や日常管理費は全て組合員負担となる条件の説明がなされ、結果、当該条件により各組合員に各1台を貸与することが満場一致で了承された。なお、タブレットの品目決定、購入手配は事務局に一任するものとした。

#### **第21号議案 その他**

- (1) 次回理事会開催日について

次回理事会は3月16日（金）午後2時00分に開催するものとし、了承された。

以上をもって、午後5時35分、理事会を終了した。

(別添)

新規加入手続き要領一部改正新旧対照表

新	旧
新規加入手続き要領 (案)	新規加入手続き要領
平成 24 年 2 月 3 日施行 平成 30 年 月 日変更	平成 24 年 2 月 3 日施行
1 各種変更届 組合加入後、社名・事業所・代表者名等に変更が生じた場合は、 <u>予め事務局を通し、事前に組合に相談の上、別記様式により、必要書類を添えて速やかに組合理事長宛に届け出ること。</u>	1 各種変更届 組合加入後、社名・事業所・代表者名等に変更が生じた場合は、 <u>下記様式により必要書類を添えて速やかに組合理事長あてに届け出ることになっています。</u>
(1) 社名変更届〈別記様式 1〉 登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。	(1) 社名変更届〈別記様式 1〉 登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。
(2) 代表者変更〈別記様式 2〉 登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。 <u>ただし、</u> <u>a 代表者変更は、当該会社の取締役として 3 年以上、または当該会社の従業員として 5 年以上勤務する者</u> <u>b 代表者変更は、転売目的でないことを要件とし、総務委員会からの具申により、理事会で決議する。</u>	(2) 代表者変更〈別記様式 2〉 登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。
(3) 事業所変更届出〈別記様式 3〉 登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。	(3) 事業所変更届出〈別記様式 3〉 登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。
(4) 記載事項変更届け〈別記様式 4〉 各必要書類添付の上、届出すること。	(4) 記載事項変更届け〈別記様式 4〉 各必要書類添付の上、届出すること。
(5) 組合脱退届等〈別記様式 5. 6〉 組合を脱退する場合は、脱退する 90 日前までに脱退予告届を理事長宛に提出することになっています。	(5) 組合脱退届等〈別記様式 5. 6〉 組合を脱退する場合は、脱退する 90 日前までに脱退予告届を理事長あてに提出することになっています。

別記様式 2

(注) 提出すべき必要書類 (裏面参照)

別記様式 2 裏面

(提出すべき必要書類)

代表者変更に当たっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。

(1) 代表者変更届 (組合ホームページ掲載：様式 2)

(2) 代表者の履歴書 (写真貼付)  
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)

(3) 代表者の住民票

(4) 古物商許可書の写し

(5) 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)

(6) 誓約書 (新規組合加入規約：別記様式第 6 号)

(7) 遊技機取扱主任者証の写し

(8) 従業員名簿 (遊技機販売に従事する者を含む) の一覧表  
(身分証明書規約：別記様式第 4 号)

・・・以下省略・・・

附 則

この要領は、平成 8 年 5 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 20 年 10 月 21 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

別記様式 2

(注) 1 登記簿謄本 (複写可) は法事の場合のみ必要です。

2 登記簿謄本がない場合は、他の疎明資料添付のこと。

・・・以下省略・・・

附 則

この要領は、平成 8 年 5 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 20 年 10 月 21 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

<p>この要領の一部変更により、この要領は、平成 22 年 9 月 8 日から施行する。</p> <p>この要領の一部変更により、この要領は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p>この要領の一部変更により、この要領は、平成 24 年 2 月 3 日から施行する。</p> <p><u>この要領の一部変更により、この要領は、平成 30 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>この要領の一部変更により、この要領は、平成 22 年 9 月 8 日から施行する。</p> <p>この要領の一部変更により、この要領は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p>この要領の一部変更により、この要領は、平成 24 年 2 月 3 日から施行する。</p>
--	--

別記様式2

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、  
登記簿謄本を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日      平成      年      月      日

2. 代 表 者 名      新代表者氏名

旧代表者氏名

(注) 提出すべき必要書類（裏面参照）

別記様式 2 裏面

（提出すべき必要書類）

代表者変更に当たっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。

- (1) 代表者変更届（組合ホームページ掲載：様式 2）
- (2) 代表者の履歴書（写真貼付）  
（新規組合加入規約：別記様式第 3 号）
- (3) 代表者の住民票
- (4) 古物商許可書の写し
- (5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 誓約書（新規組合加入規約：別記様式第 6 号）
- (7) 遊技機取扱主任者証の写し
- (8) 従業員名簿（遊技機販売に従事する者を含む）の一覧表  
（身分証明書規約：別記様式第 4 号）

別記様式2

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、  
登記簿謄本を添えて届出します。

### 記

1. 変 更 年 月 日      平成      年      月      日

2. 代 表 者 名      新代表者氏名

旧代表者氏名

- (注) 1 登記簿謄本（複写可）は法事の場合のみ必要です。  
2 登記簿謄本がない場合は、他の疎明資料添付のこと。

## 新規加入手続き要領

### 1 各種変更届

組合加入後、社名・事業所・代表者名等に変更が生じた場合は、予め事務局を通し、事前に組合に相談の上、別記様式により、必要書類を添えて速やかに組合理事長宛に届け出ること。

#### (1) 社名変更届〈別記様式1〉

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

#### (2) 代表者変更届〈別記様式2〉

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

ただし、

a 代表者変更は、当該会社の取締役として3年以上、または当該会社の従業員として5年以上勤務する者。

B 代表者変更は、転売目的でないこと。

を要件とし、総務委員会からの具申により、理事会で決議する。

#### (3) 事業所変更届〈別記様式3〉

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

#### (4) 記載事項変更届〈別記様式4〉

各必要書類添付の上、届出すること。

#### (5) 脱退届〈別記様式5〉脱退予告届〈別記様式6〉

組合を脱退する場合は、脱退する90日前までに脱退予告届を理事長宛に提出すること。

### 2 主要業務

#### (1) 中古遊技機の取扱に関する業務

#### (2) 共同購買事業

①中古遊技機型式保全用ビニール袋・セキュリテイシール共同購買事業

②確認証紙(中古・認定)の発給

#### (3) 身分証名証の発給（身分証明書等取扱規約参照のこと。）

### 3 廃棄台処理関係

遊技機廃棄台処理関係業務資料については、別添資料のとおり。

廃棄台の処理にあたっては、不法投棄等環境保全に配慮した適正な処理に努めること。

### 4 (一社) 日本遊技機関連事業協会（日遊協）関係

遊技機販売業者登録並びに遊技機取扱主任者の新規試験及び更新受講の申込み等の取次を行っている。



- (1) 「遊技機販売業社登録」  
「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。  
詳細は、同規程参照のこと。
- (2) 「遊技機取扱主任者」更新・新規試験受験者の受講  
「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。  
詳細は、同規程参照のこと。
- (3) 「遊技機販売業社登録」「遊技機取扱主任者」の変更届
  - ① 記載事項変更届出書  
遊技機販売業社登録に変更があった場合、日遊協に届け出ること。
  - ② 遊技機取扱主任者証記載事項変更届出書  
遊技機取扱主任者証に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

## 5 組合費等

### (1) 組合費及び部会等

- ① 組合費は、一ヶ月10,000円  
毎月の月末までに、組合口座へ振込納入すること。
- ② 部会費は、各部会ごとに徴収・管理しているため、加入の際、部会長に確認すること。

## 6 加入金・出資金・保証金（新規組合加入規約参照のこと。）

## 7 組合の口座「組合賦課金（組合費）・書類代金等」

### 振込先

- 取扱銀行 七十七銀行仙台東口支店
- ・種別 普通預金
- ・口座番号 5217890
- ・口座名義 7東北遊技機商業協同組合
- ・理事長 高橋 一則宛

## 8 加入申込書の書き方

本組合に加入しようとする商社等は、組合事務局へ加入の意思表示をし、組合においては一通り説明をして希望部会及び必要書類を準備させ、必要書類を具備した段階で『総務委員会』を招集し、委員会の席上に当該関係者（加入申込者・推薦保証人4名）を招致し面接等による精査を行い、概ねの部会を判断し、関係申請書類を3部会長へ送付し部会審議を委ね、当該部会長は、最終的に直近の理事会へ上程し、理事会において加入承認と所属部会の決定を行う。

なお、組合員の活動は、定款により「東北6県」が活動の区域となっており、営業活動の拠点となる事業所もこれに準じる。

また、組合及び組合員相互の連絡を行うため、事務所には電話及びFAX等の通信機器が必要となる。

## 9 加入時の必要書類（新規組合加入規約参照のこと。）

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 社 名 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり社名を変更しましたので、  
登記簿謄本を添えて届出します。

### 記

1. 変 更 年 月 日                      平成      年      月      日

2. 社                      名                      新社名

旧社名

- (注) 1. 登記簿謄本（複写可）は法人の場合のみ必要です。  
2. 登記簿謄本がない場合は、他の疎明資料添付のこと。

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、  
登記簿謄本を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日      平成      年      月      日

2. 代 表 者 名      新代表者氏名

旧代表者氏名

(注) 提出すべき必要書類 (裏面参照)

## 別記様式2裏面

(提出すべき必要書類)

代表者変更に当たっては、次の書類の各1通を組合事務局へ提出するものとする。

- (1) 代表者変更届(組合ホームページ掲載：様式7)
- (2) 代表者の履歴書(写真貼付)  
(新規組合加入規約：別記様式第3号)
- (3) 代表者の住民票
- (4) 古物商許可書の写し
- (5) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (6) 誓約書(新規組合加入規約：別記様式第6号)
- (7) 遊技機取扱主任者証の写し
- (8) 従業員名簿(遊技機販売に従事する者を含む)の一覧表  
(身分証明書規約：別記様式第4号)

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 事 業 所 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり事業所を変更しましたので、  
登記簿謄本を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 平成 年 月 日

2. 事 業 所 名 新事業所所在地

電話

F A X

旧事業所所在地

- (注) 1. 登記簿謄本（複写可）は法人の場合のみ必要です。  
2. 登記簿謄本がない場合は、他の疎明資料添付のこと。

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 様

所在地  
社名  
代表者氏名

印

### 記載事項変更届

みだしのことについて、記載事項の変更をお届けいたします。

変更事項		
変更内容	変更後	
	変更前	
変更理由		

上記の件は、承諾いたします。

平成 年 月 日

(新) 部会名  
部会長名

(旧) 部会名  
部会長名

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 脱 退 届

このたび \_\_\_\_\_ により、定款第 12 条の規定に  
基づき東北遊技機商業協同組合を脱退する事としましたので、お届けいたし  
ます。

私の持ち分は定款第 14 条の規定により算定して下さるよう申し添えま  
す。

- (注) 1. 空欄には、「転居」「事業廃止」「死亡」「解散」等の理由を記入する  
事。  
2. 「組合印の証」「定款・規約集」等は返納すること。

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地  
商 社 名  
代 表 者 氏 名

印

## 脱 退 届 予 告

このたび下記理由により、東北遊技機商業協同組合を脱退する事と  
しましたので、定款第12条第2項の規定により脱退予告届を提出い  
たします。

記

〔脱退の理由〕

---

---

---